

海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均幫する上下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・海螺殼三千個・紅銅三千斤を載運して福建等処承宣布政使司に前赴して投通し、起送して京に赴く。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の留留して便ならざるを恐る。理として合に符文を給發して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第三十六号半印勘合符文を給して都通事鄭明良等に付し、収執して前去せしむ。如し經過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実^もに遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 吳世俊 人伴一十三名

正議大夫一員 鄭永安 人伴一十三名

都通事一員 鄭明良 人伴七名

在船都通事一員 楊春榮 人伴五名

在船使者四員 和思温 倪定基 武国柱 牛功拳 人伴一十六名

十六名

存留通事一員 蔡炳¹ 人伴七名

在船通事一員 阮廷嘉² 人伴四名

管船火長・直庫四名 毛思恭 阮文煥 馬施願 丙超才

右の符文は都通事鄭明良等に付し、此れに准ぜしむ
康熙二十三年（一六八四）十一月二十五日給す

注*この進貢に関連する記事が『清実録』康熙二十四年十一月乙亥・

十二月辛卯の条にある。また注（2）の阮廷嘉の家譜によれば、この進貢船中一隻は帰途に康熙二十四年七月十六日、八重山で破船し沈没した。

（1）蔡炳 一六五七—九四年。久米村蔡氏（儀間家）十一世（『家譜（二）』二二六三頁）。

（2）阮廷嘉 一六四七—八五年。久米村阮氏（罕宮城家）四世。この進貢の帰途に八重山で水死した（『家譜（二）』一五六頁）。

1-27-14

国王尚貞の、進貢と官生梁成楫等の入学のため耳目官魏応伯等を遣わす符文（一六八六、一一、四）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。査するに、康熙二十五年（一六八六）は循期に該^あ応る。擬するに合に進貢すべく、敢えて愆越せず。此の為に今、耳目官魏応伯・正議大夫曾益・都通事蔡応祥等の官を遣わし、表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ。因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均幫する上

下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・海螺殼三千個・紅銅三千斤を載運する外、又、飲んで聖恩もて陪臣の子弟の入監して読書し執経し問字するを愈允するを蒙り、敵国、頂踵報い難きも愚誠を謹瀝し、虔んで土産の薄物の困屏紙三千張・細嫩蕉布五十匹等の物を將て福建等処承宣布政使司に前赴して投納し、転解して京に赴き聖社を頂祝せしむ。

此れに拠り差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。理として合に符文を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第四十号半印勅合符文を給して都通事蔡応祥等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 魏応伯 人伴二十二名
正議大夫一員 曾益 人伴一十一名
都通事一員 蔡応祥 人伴五名

在船使者四員 雍克寛^① 倪定基 栢忠 武国柱 人伴十六名
在船都通事二員 林茂豊 毛文善 人伴八名

存留通事一員 鄭士綸 人伴四名
在船通事一員 鄭弼良^② 人伴四名

官生四員 梁成楫 鄭秉均^③ 阮維新 蔡文溥 人伴四名
管船火長・直庫四名 阮廷章 陳彦達 衛法魯 安佐度
右の符文は都通事蔡応祥等に付し、此れに准ぜしむ
康熙二十五年（一六八六）十一月初四日給す
符文

注*この進貢船二隻のうち官生の同乗した船は、久米島付近で嵐のため帆柱が折れて宮古島に漂着。翌年五月、那覇に帰航して船体を修理の後、九月に出航した。もう一隻は関連する家譜によれば、船の不足により二十五年には出発せず翌年三月に出航したとある。
〔三五〇八〕〔三五〇九〕参照。『清実録』には康熙二十七年二月己酉と十月癸卯の条に入貢の記事がある。

〔1〕 雍克寛 伊波親雲上興憲。生没年不詳（『家譜（二）』七一〇頁、毛文善の譜）。

〔2〕 鄭弼良 一六五七—九一年。花城親雲上。久米村鄭氏（池宮城家）十二世。この時福建で罪を犯し、帰国してから流罪となるが脱走して死罪となる（『家譜（二）』五七八頁）。

〔3〕 鄭秉均 この航海中の嵐の際、折れた帆柱に当たって死亡した。（〇六一七）注（15）参照。